

1 教育目標、本年度の努力目標・努力点

1 教育目標

- (1) 専門的な知識・技能を身につけ、社会に貢献できる生徒を育てる。
- (2) 礼儀と思いやりを大切にし、責任ある行動のできる生徒を育てる。
- (3) 心身ともに健やかで、活力のある生徒を育てる。

2 学科目標

社会福祉科・・・福祉に関する専門的な知識と技術を習得させ、実習や体験を通して、介護に関わる業務に従事できる実践力を養い、介護福祉士として必要な能力と態度を育てる。

3 努力点

- (1) 総合選択制専門高校としての教育内容の改善・充実。
- (2) 学習指導・進路指導の充実。
- (3) 家庭・地域社会との連携強化による生徒指導の充実
- (4) 健康の保持増進。
- (5) 特別活動の充実。

栃木県立矢板高等学校学則

第1章 総則

第1条(目的)

この学則は、県立学校管理規則(栃木県教育委員会規則第6号)第2条の規定に基づき学校運営の基本的事項について定めることを目的とする。

第2条(育てる生徒像)

- (1) 専門的な知識・技能を身につけ、社会に貢献できる生徒 (知)
- (2) 礼儀と思いやりを大切にし、責任ある行動のできる生徒 (徳)
- (3) 心身ともに健やかで、活力ある生徒 (体)

第3条(課程等)

本校の課程は全日制課程とし、農業(男女)、工業(男女)、家庭(男女)及び社会福祉科(男女)を置く。

第4条(修業年限)

本校の修業年限は、3年とする。

第5条(定員)

本校の生徒の定員は、栃木県教育委員会(以下「教育委員会」という)の定めるところによる。

第6条(職員組織)

- 1 本校の職員定数・職種は、教育委員会の定めるところによる。
- 2 本校の教科組織、校務分掌は、校長が別に定める。

第2章 学年及び授業日

第7条(学年)

学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8条(授業終始の時刻)

授業終始の時刻は、校長が別に定める。

第9条(学期)

学年を分けて、次の3学期とする。

- 第1学期 4月1日から7月31日まで
- 第2学期 8月1日から12月31日まで
- 第3学期 1月1日から3月31日まで

第10条(休業日)

休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 夏季休業日 7月21日から8月26日までの37日間
- (4) 冬季休業日 12月21日から1月7日までの18日間
- (5) 学年末及び学年始休業日 3月25日から4月7日までの14日間
- (7) 前各号以外の時期において、教育委員会の必要と認める日
- (8) 前各号に掲げるもののほか、農繁期その他の特別の事情により、
教育委員会の認可を受けた日

第11条(休業日の特例)

特別の事情のあるときは、前条第1条・第2号及び第6号の規定にかかわらず、教育委員会の許可を受けて、当該各号に規定する休業日においても授業を行うことができる。

第3章 教育課程及び授業時数

第12条(教育課程)

- 1 教育課程は、高等学校学習指導要領及び教育委員会の定める基準により、校長が編成する。
- 2 教科及び教科以外の特別活動の運営については、校長が別に定める。

第13条(授業日数及び時数)

本校の教科及び教科以外の授業日数及び時数は、校長が別に定める。

第4章 単位修得及び卒業の認定

第14条(単位修得の認定)

- 1 本校の教育課程における単位修得の認定は、本校所定の学習時間の3分の2以上学習した生徒について、当該教科に属する科目の成績を評価して、校長が行う。
- 2 前項の教科に属する科目の成績の評価は、学習の態度、考査成績等により査定する。
- 3 校長は、当該学年において修得すべき本校所定の単位を修得しない者及び教育上進級を不適当と認める生徒については、これを原級に留めおくことができる。
- 4 校長は、生徒が学校外において学修を行った場合には、申請した者について、別に定める規定に従って、その体験や成果を、学校設定教科・科目の修得単位、若しくは

当該教科・科目の増加単位として認定することができる。

第 15 条（単位修得証明書の授与）

校長は、教科に属する科目の単位を修得した者で、必要がある者に対しては、単位履修証明書を授与する。

第 16 条（卒業の認定）

- 1 校長は、本校の所定の教育課程を修了した者について、卒業を認定する。
- 2 校長は、卒業を認定した修得した者に対しては、卒業証書を授与する。

第 5 章 入学・転学・休学・退学等

第 17 条（入学志願の資格）

本校に入学志願をすることのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者又は卒業見込みの者
- (2) 文部科学大臣の指定した者
- (3) 学校教育法第 23 条の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子女で、文部科学大臣により中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (4) 外国において、学校教育における 9 年間の課程を修了した者又は修了見込みの者
- (5) 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は修了見込みの者
- (6) その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第 18 条（募集選抜及び入学志願の手続き）

生徒の募集・選抜・入学志願の手続き等については、教育委員会の定めるところによる。

第 19 条（編入学）

第 1 学年の途中又は第 2 学年以上の学年に入学を志願する者は、（様式 2）により、校長に願い出なければならない。校長は当該学年に欠員があり、かつ、その者が相当年齢に達し当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた場合に限り許可することができる。

第 20 条（転学・転籍）

- 1 他の高等学校又は課程に転学又は転籍を志望する者は、保護者と連署のうえ、（様式 3 又は様式 4）により校長に願い出てその許可を受けなければならない。
- 2 他の高等学校又は課程から転学又は転籍を志望する者は、（様式 5 又は様式 4）により校長に願い出なければならない。校長は、教育上支障がない場合には、その者が履修した単位に応じてこれを許可することができる。

第 21 条（再入学）

退学した者が、退学した後 1 年以内に（様式 6）により再入学を願い出たときは、校長は、特別の事由があると認めたときに限り、これを許可することができる。

第 22 条（入学・転学の手続き）

- 1 入学又は転学を許可された者は、本校所定の書類を校長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する者の保護者は、保証人と連署のうえ、（様式 1）により在学保証書を校長に提出しなければならない。

第 23 条（退学）

退学しようとする者は、（様式 7）により退学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第24条（休学及び復学）

- 1 生徒が心身の故障その他やむを得ない事由により、引き続き2月以上出席し難いときは、あらかじめ期間を定めて、保護者と連署のうえ、（様式8）により校長に休学を願い出ることができる。この場合、休学の事由を証するに足る書類を添えなければならない。
- 2 休学の期間は、1年以内とする。ただし、校長が必要と認める場合は、1年に限ってその期間を延長することができる。
- 3 休学期間に休学の事由がやんだ場合は、そのことを証するに足る書類を添えて、保護者と連署のうえ、（様式9）により、校長に復学を願い出なければならない。

第25条（留学）

- 1 外国の高等学校に留学することを志望する生徒は、保護者との連署のうえ、（様式10）により校長に願い出てその許可を受けなければならない
- 2 留学の許可を受けた生徒は、当該許可に係る留学がしたときは、その旨を外国の高等学校における修得を証明する書類を添えて、保護者と連署のうえ、（様式11）により校長に報告しなければならない。

第26条（保証人）

- 1 保証人は、独立の生計を営む成年者で、学校に対して生徒に関する一切の責任を負うことができる者でなければならない。
- 2 校長は、保証人が適当でないと認めたときは、これを変更させることができる。

第27条（保護者及び保証人の異動）

- 1 保護者は、自己又は保証人が住所若しくは氏名を変更したときは、（様式12）によりすみやかに校長に届け出なければならない。
- 2 在学保証書を出した保護者又は保証人が死亡若しくはその資格を失ったときは、保護者又は新たに保護者となった者は、改めて在学保証書を提出しなければならない。

第28条（出席停止）

校長は、伝染病にかかり若しくはそのおそれがあり、他の生徒の教育に妨げがあると認める生徒があるときは、その出席停止を命ずることができる。

第6章 生徒の諸活動

第29条（目的等）

生徒は、教科以外の教育活動及びその他の諸活動の実施にあたっては、その本分を自覚し、教育目標の具現に努めなければならない。

第30条（ホームルーム）

ホームルームの組織と運営については、別に定める。

第31条（生徒会）

- 1 生徒会は全校生徒をもって組織し、その運営については別に定める生徒会会則による。
- 2 生徒会会則の改廃にあたっては、校長の承認を受けなければならない。

第32条（部活動）

部活動の組織と運営については、別に定める。

第33条（生徒心得等）

生徒は規律ある学校生活を営むため、別に定める生徒心得及び諸規程を守らなければならない。

第7章 施設・設備の利用及び管理

第34条（施設・設備の利用）

- 1 職員、生徒は、学校の施設・設備を十分活用するとともに、その保全について責任をもってあたなければならない。
- 2 前項の目的を達するため細部の事項については、校長が別に定める。

第35条（警備及び防災）

- 1 職員、生徒は、学校での盗難、校舎の無断使用及び火災の防止に留意しなければならない。
- 2 前項の目的を達するため細部の事項については、校長が別に定める。

第8章 賞罰

第36条（ほう賞）

校長は生徒が次の各号のいずれかに該当する場合には、表彰することができる。

- (1) 学業人物ともに優秀な者
- (2) 模範となる善行をなした者
- (3) 在学期間皆勤した者
- (4) 特別活動において特に功労のあった者
- (5) その他表彰に値すると校長が判断した者

第37条（懲戒）

校長は、本校の生徒としてふさわしくない行為をなした者に対しては、訓告・停学又は退学に処することができる。ただし、退学は次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第9章 授業料・入学考査料及び費用徴収

第38条（授業料・入学考査料）

授業料及び入学考査料の徴収については、栃木県立学校の授業料等に関する条例及び栃木県立学校の授業料等に関する規則の定めるところによる。

第39条（費用徴収）

校長は、学校の施設・設備を棄損し又は亡失した者には、原状に復させ又は原状に復するための費用を徴収することができる。

第10章 細則、その他

（細則その他）

この学則を施行するに必要な細則、その他の細部の事項については、校長が定める。

付則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。